

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

制定 平成 23 年 3 月 31 日

改正 平成 27 年 1 月 27 日

公立大学法人新潟県立大学

本法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 3 条に掲げた基本理念に基づき、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行う観点から、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間等

(1) 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで

(2) 計画の見直し

計画期間中における社会状況の変化や人事制度等の改定等を踏まえ、必要に応じ計画を見直し、変更できるものとする。

(3) 実施状況の報告

大学経営評議会及び教育研究評議会において、毎年度実施状況を報告するものとする。

2 計画内容

目標 1 妊娠・出産・育児・介護に関する諸制度の周知を図る。

〈対策〉

- 妊娠・出産・育児のための勤務時間の短縮措置、子の看護や親の介護等のための休暇、出産に対する経済的支援措置等、職員の仕事と子育ての両立を支援する制度全般について、適宜 manaba folio（電子掲示板）等を利用して職員に周知する。

目標 2 男性職員の育児休業取得を促進する。

〈対策〉

- 男性職員も育児休業を取得できることや、配偶者と交互に育児休業を取得することが可能であること等の制度周知を行い、男性職員を含む育児休業の取得促進に努める。

目標3 看護休暇や介護休暇の取得を促進する。

〈対策〉

- 看護休暇や介護休暇制度の内容を周知するとともに、急な休暇でも業務に支障が生じないよう子育てや介護を行う職員と周囲の職員、管理職が連携し、看護休暇等を取得しやすい環境づくりに努める。

目標4 時間外勤務を削減するための措置を講ずる。

〈対策〉

- 事務の簡素化・合理化を推進するとともに、計画的かつ適正な業務執行管理を行い、時間外勤務削減に努める。
- 上司から積極的に声かけを行うなど、帰宅しやすい職場の雰囲気づくりを積極的に行う。
- 時間外勤務をする場合には事前命令を徹底し、時間外勤務削減に努める。

目標5 年次有給休暇の取得を促進するための措置を講ずる。

〈対策〉

- 休暇の取りやすい環境づくりに努め、取得促進を図る。
- 管理職が率先して年次休暇を取得し、積極的に他の職員にも休暇取得を促す。
- 夏季等長期休業期間中は、計画的な休暇の取得が比較的容易となることから、連続休暇の取得を推進・奨励する。

目標6 次世代育成支援の理念周知を図り、ニーズに適合した支援を行う。

〈対策〉

- 教職員向けの研修会を実施する等、次世代育成支援の理念周知を行う。
- 適宜ヒアリングやアンケート等を実施し、ニーズに適合した支援策を検討・実施する。